

浪江町役場庁舎ZEB化改修事業  
実施設計業務特記仕様書

I. 業務概要

1. 業務名称 浪江町役場庁舎ZEB化改修事業（実施設計業務）

2. 対象施設の概要

本業務の対象となる施設(以下「対象施設」という。)の概要は、次のとおりとする。

- (1) 対象施設名称 浪江町役場本庁舎
- (2) 敷地の場所 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地の2
- (3) 施設用途 庁舎  
平成21年国土交通省告示第15号 別添二 第四号 第2類 とする。

3. 適用

本仕様書に記載された特記事項については「○」印が付いたものを適用する。  
「○」印の付かない場合は、「※」印を適用する。  
「○」印と「※」印が付いた場合は共に適用する。

4. 設計と条件

Nearly ZEBの認証基準を満たし、かつ、業務仕様書の別紙1の要求水準を満たす内容とすること。その他の与条件については、以下のとおり。

(1) 敷地の条件

- ア 敷地の面積 19,749.01 m<sup>2</sup>
- イ 用途地域及び地区の指定 第一種住居地域

(2) 施設の条件

- ア 施設の延面積 7,693.264 m<sup>2</sup>
  - ・ 庁舎棟 6,036.944 m<sup>2</sup>
  - ・ 車庫・倉庫棟 771.000 m<sup>2</sup>
  - ・ 車庫棟 (1) 261.510 m<sup>2</sup>
  - ・ 車庫棟 (2) 623.760 m<sup>2</sup>
- イ 主要構造
  - ・ 庁舎棟 鉄筋コンクリート造 5階
  - ・ 車庫・倉庫棟 鉄筋コンクリート造 2階
  - ・ 車庫棟 (1) 鉄骨造 平
  - ・ 車庫棟 (2) 鉄骨造 平

#### ウ 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月28日改定国土交通省官庁営繕部国）による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

- 1) 構造体                   Ⅱ類
- 2) 建築非構造部材       A類
- 3) 建築設備               甲類

#### (3) 建設の条件

- ア 予定工事費               未定  
イ 建設工期                契約日～令和5年度末

#### (4) 工事種別

- ・新築・増築・改築・移転
- ・大規模な模様替え・大規模な修繕

#### ○改修

- ・収容（使用）人員、室別面積及び定員

#### (5) 設備計画

- 電       気                受電・照明
- 空       調                空調・換気
- 給排水衛生               衛生
- ・昇       降
- そ の 他                再エネ・BEMS

- ・室別必要設備

#### (6) 屋外整備計画

- ・外       構

#### (7) 部分引渡

- ア 部分引渡時期               実施設計完了時  
イ 部分引渡成果物            実施設計図書

#### (8) 設計と条件の資料

設計と条件については、次の資料による。

- ・別紙1 要求水準書

### 5. 管理技術者の資格要件

管理技術者は、次の要件を満たし、かつ設計図書の設計内容を的確に把握する能力、及び経験を有する者とする。なお、受注者が個人の場合であっては、その者、会社その他法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。工事監理業務の管理技術者を兼ねることができる。

- 国の補助事業を活用した設備導入事業の実績を有する者

## 6. 設計担当技術者の資格要件

担当技術者のうち1名以上は、下記で特記した資格要件を有する者とする。  
なお、設計担当技術者は管理技術者、工事監理担当技術者を兼ねることができる。

- 建築士法による一級建築士
- 建築士法による建築設備士
- 上記のものと同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

## II. 業務仕様

本仕様書及び委託図書に記載されていない事項は、「建築・設備設計業務委託共通仕様書」（福島県土木部制定）による。

### 1. 設計業務の内容及び範囲

#### (1) 一般業務の範囲

##### ア 基本設計

- ・建築（総合）基本設計に関する標準業務
- ・電気設備基本設計に関する標準業務
- ・機械設備基本設計に関する標準業務

##### イ 実施設計

- 建築（総合）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ・建築（構造）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 電気設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 機械設備（昇降機を含む）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）

#### (2) 追加業務の内容及び範囲

##### ○積算業務

##### ○建築積算

- 積算数量算出書（集計表）の作成
- 単価作成資料の作成
- 見積の収集
- 見積検討資料の作成

##### ○電気設備積算

- 積算数量算出書（集計表）の作成
- 単価作成資料の作成
- 見積の収集
- 見積検討資料の作成

##### ○機械設備積算

- 積算数量算出書（集計表）の作成
- 単価作成資料の作成

- 見積の収集
- 見積検討資料の作成

- ・透視図作成
- ・模型製作

○建築基準法第6条・第18条に基づく手続（提出・説明・照合・受領）

- ・仮使用承認申請
- ・建築基準法第43条に基づく許可申請
- ・基準法56条の2第1項ただし書きによる許可申請
- ・紛争予防条例又は指導要綱に関する各種手続
- ・紛争予防条例等に関する近隣説明への協力
- ・防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び手続業務
- ・省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務

○リサイクル計画書の作成

○概略工事工程表の作成

- ・建築物の保守に関する説明書の作成
- ・住民説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを除く。）
- ・日影図の作成（日影規制に関する近隣説明への協力を含む）
- ・総合的な環境保全に関する検討・評価資料の作成
- ・電波障害に関する近隣説明への協力
- ・都市計画法第29条による許可申請
- ・景観法第16条第5項に基づく通知
- ・コスト縮減検討中間報告書

○コスト縮減検討報告書

- ・自然公園法・河川法等の関係申請手続き業務
- ・建築環境総合性能評価システム（CASBEE）に係る業務

○BELS申請業務

○補助事業申請支援業務

## 2. 業務の実施

### (1) 一般事項

#### ア 実施設計業務

- a 提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- b 積算業務は監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- c 実施設計図には、国土交通省「施工条件明示について」（平成14年5月30日付け国営計第24号）を参考に、明示すべき施工条件を記載する。
- d 工事施工において、複数選択が可能となるよう鉄骨造の柱脚に既製品を用

いる場合は、3社以上（監督員と協議する。）の製品いずれを採用しても、構造耐力上主要な部分（上部構造、下部構造（RC柱型部分含む。））が、建築基準関係規定に適合し、かつ、既製品柱脚以外の部材に変更が生じないように設計する。この場合、柱脚部のRC柱型部分のコンクリートの強度・柱型の大きさ、主筋径・本数、せん断補強筋・間隔等についても、変更がないよう設計する。

また、建築基準法第18条に基づく計画通知には、監督員と協議して前記1社分の既製品柱脚で設計した構造計算書一式を添付するものとし、それ以外の2社分については、参考値として、層間変形角、検定比一覧表、剛性・偏芯率一覧、保有水平耐力一覧、メッセージ一覧、電子データ入力一覧等を計画通知書に添付する。

- e 工事施工において、複数選択が可能となるよう床版にデッキプレートを用いる場合は、3社以上（監督員と協議する。）の既製品いずれを採用しても、構造耐力上主要な部分（上部構造、下部構造）が、建築基準関係規定に適合し、かつ、デッキプレート以外の部材に変更が生じないように設計する。
- f 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続業務が適用の場合は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく（○標準入力法・モデル建物法）の計算を行う。
- g 改修設計において、設計対象範囲に「福島県県有建築物の非構造部材の減災化計画」に定める非構造部材がある場合は、当該部材の改修方針について監督員と協議する。
- h 実施設計業務等の詳細については、別添「実施設計業務等の詳細」を参照すること。

## （2）適用基準等

本業務に国土交通省及び福島県が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。

受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。なお、特記なき場合は、「建築関係工事共通仕様書（福島県土木部制定）」による。

### ア 共通

- 共通仕様書（土木工事編）（福島県土木部制定）
- 公共住宅建設工事共通仕様書解説書（国土交通省住宅局監修）
- 建築工事標準仕様書・同解説（日本建築学会制定）  
（適用工種・全工程・一部工種（JASS 工事））
- ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針（福島県土木部制定）
- 福島県吹き付けアスベスト等改修工事共通仕様書（福島県土木部制定）
- 福島県環境共生建築計画・設計指針（福島県土木部制定）
- 福島県電子納品運用ガイドライン（案）（建築・設備設計業務委託編）

(福島県土木部制定)

## イ 建築

- 建築関係工事共通仕様書 (福島県土木部)
- 建築工事監理指針 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- 建築改修工事監理指針 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- 建築設計基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- 建築構造設計基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- 建築工事標準詳細図 (建築工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

## ウ 建築積算

- 福島県公共建築関係工事積算基準
- 公共建築標準単価積算基準
- 公共建築工事積算基準
- 公共建築数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式

## エ 設備

- 建築関係工事共通仕様書 (福島県土木部)
  - ・建築設備計画基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
  - ・建築設備設計基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- 電気設備工事監理指針 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- 機械設備工事監理指針 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- 建築設備耐震設計・施工指針 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- 建築設備設計計算書作成の手引 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- 県有施設建築設備耐震計画指針 (福島県土木部制定)
- 空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン

## オ 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準
- 公共建築設備工事内訳書標準書式

## (3) 業務計画書

ア 業務計画書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 委託業務方針
- 業務実施体制 (社内審査体制を含む。)
- 担当 (技術) 者名及び資格等
- 業務実施工程表

○協力者がある場合は、協力者の概要、担当する業務内容及び担当技術者名並びに資格等

○その他、監督員が必要に応じ指定する事項

- イ 受注者は、業務実施工程表の作成にあたっては、建築確認申請の手続きが必要な場合には、この所要日数を確保したものとし、また、監督員が行う成果物等の確認のための日数を考慮するものとする。
- ウ 受注者は、前項の業務実施工程表の作成（変更の場合を含む）について、あらかじめ監督員と協議を行うものとする。これを変更する場合も同様とする。
- エ 受注者は、委託業務について協力者がある場合には、契約書に基づき、業務の一部を委任する協力者及び内容について発注者の承諾を得て業務計画書を作成しなければならない。
- オ 受注者は、プロポーザル方式、簡易プロポーザル方式又は総合評価方式により設計業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行しなければならない。

#### (4) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- ア 業務着手時
- イ 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- ウ その他

#### (5) その他、業務の履行に係る条件等

- ア 成果物の提出場所 浪江町役場 企画財政課
- イ 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

- ウ 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- a 写真は、浪江町が行う事務並びに浪江町が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- b 次に掲げる行為をしてはならない。  
(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)
  - ・写真を公表すること。
  - ・写真を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

- エ 構造計算について

構造計算書の作成にあたっては、計算の仮定及び方針を明記し、構造方法等の認定に係るものである場合には認定書の写しを添付して、建築（構造）設計図の作成に着手する前に監督員に承諾を受けなければならない。

なお、既存の躯体に新たに重量設備を追加する場合には、既存の構造計算を参考に安全性を確認するものとする。

オ 省エネルギー計算について

省エネルギー計算書の作成に当たっては、計算の仮定及び方針を明記し、各設計図の作成に着手する前に監督員に承諾を受けなければならない。

カ 特別経費について

本業務では特別経費として、次の経費を見込んでいる。

- 省エネルギー計算書作成及び申請手続きに係る経費
  - ・透視図作成費
  - ・構造計算適合性判定手数料
  - ・公共建築設計者情報システム（PUBDIS）登録手数料
- BELS申請費用
- 建築確認申請費用

### Ⅲ. その他

この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者協議のうえで決定するものとする。



#### IV. 成果物

##### 1. 実施設計

成 果 物	縮 尺	適 用
<p>ア建築（総合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○建築（総合）設計図               <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物概要書</li> <li>仕様書</li> <li>仕上表</li> <li>面積表及び求積図</li> <li>敷地案内図</li> <li>配置図</li> <li>平面図（各階）</li> <li>断面図</li> <li>立面図（各面）</li> <li>矩計図</li> <li>展開図</li> <li>天井伏図（各階）</li> <li>平面詳細図</li> <li>部分詳細図（断面含む）</li> <li>建具表</li> <li>外構図</li> <li>日影図</li> <li>総合仮設計画図</li> </ul> </li> <li>・計画通知図書</li> <li>・中高層建築物の届出書</li> </ul> <p>イ建築（構造）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築（構造）設計図仕様書               <ul style="list-style-type: none"> <li>伏図（各階）</li> <li>軸組図</li> <li>部材断面表</li> <li>各部断面図</li> <li>標準詳細図</li> <li>各部詳細図</li> <li>構造計算書</li> </ul> </li> <li>・工事費概算書</li> <li>・建築確認図書</li> </ul>	<p>縮尺は、監督者と別途協議とする。</p>	<p>設計の内容に応じて作成すること。</p>

成 果 物	縮 尺	適 用
ウ電気設備 ○電気設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 電灯設備図 動力設備図 電熱設備図 雷保護設備図 受変電設備図 静止形電源設備図 発電設備図 構内情報通信網設備図 構内交換設備図 情報表示設備図 映像・音響設備図 電気時計拡声設備図 誘導支援設備図 インターホン設備図 テレビ共同受信設備図 監視カメラ設備図 駐車場管制設備図 防犯・入退室管理設備図 火災報知設備図 中央監視制御設備図 構内配電線路図 構内通信線路図 ○電気設備設計計算書 ・建築確認図書 ・中高層建築物の届出書	縮尺は、監督者と設計の内容に応じて作成すること別途協議とする。	

成 果 物	縮 尺	適 用
<p>エ機械設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○空気調和設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書</li> <li>敷地案内図</li> <li>配置図</li> <li>機器表</li> <li>空気調和設備図</li> <li>換気設備図</li> <li>排煙設備図</li> <li>自動制御設備図</li> <li>屋外設備図</li> </ul> </li> <li>○給排水衛生設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書</li> <li>敷地案内図</li> <li>配置図</li> <li>機器表</li> <li>衛生器具設備図</li> <li>給水設備図</li> </ul> </li> <li>・ 空気調和設備設計計算書</li> <li>・ 給排水衛生設備設計計算書</li> <li>・ 昇降機設備設計計算書</li> <li>・ 計画通知図書</li> <li>・ 中高層建築物の届出書</li> </ul> <p>オBEMS</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○BEMS <ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書</li> <li>敷地案内図</li> <li>配置図</li> <li>機器表</li> <li>システム概要・構成図</li> <li>機器表</li> <li>計測点数表</li> </ul> </li> </ul>	<p>縮尺は、監督者と設計の内容に応じて作成することと別途協議とする。</p>	

成 果 物	縮 尺	適 用
<p>カ建築積算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○建築工事積算数量算出書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築工事積算数量調書</li> </ul> </li> <li>○見積書等関係資料</li> </ul> <p>キ電気設備積算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○電気設備工事積算数量算出書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気設備工事積算数量調書</li> </ul> </li> <li>○見積書等関係資料</li> </ul> <p>ク機械設備積算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○機械設備工事積算数量算出書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械設備工事積算数量調書</li> </ul> </li> <li>○見積書等関係資料</li> </ul> <p>ケその他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・透視図</li> <li>・透視図の写真</li> <li>・模型</li> <li>・模型の写真</li> <li>・防災計画書</li> <li>○省エネルギー関係計算書 (性能基準・仕様基準)</li> <li>○建築物省エネルギー性能表示 制度 (BELS)</li> <li>○リサイクル計画書</li> <li>○概略工事工程表 <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理費の算出</li> <li>・UDチェックリスト</li> </ul> </li> <li>○設計委託業務チェックリスト <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物総合環境性能評価シ ステム (CASBEE)</li> <li>・グリーン庁舎評価システム (GBES)</li> <li>・グリーン診断・改修計画シ ステム (GBES-Re)</li> </ul> </li> <li>○コスト縮減検討報告書</li> </ul>		<p>積算図書等として下記のものを含 む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務実施計画書</li> <li>・積算数量算出書 (単価代価書含 む)</li> <li>・見積書比較表 (見積徴収含む)</li> <li>・単価作成資料</li> <li>・工事内訳書</li> <li>・年度別総事業費</li> </ul>

成 果 物	縮 尺	適 用
コ資料 ○各種技術資料 ○構造計算データ ○各記録書		

注) : 建築（構造）の成果物は、建築（意匠）実施設計の成果物の中に入れることができる。

: 設計図は、適宜、追加してもよい。

: 成果物は、監督員の指示により、製本とする。

: 電子データ等の提出については、「福島県電子納品運用ガイドライン（案）」、「建築設計業務等電子納品要領（案）」及び「建築CAD図面作成要領（案）」による。

(3) 成果物等の納入部数

基本設計・実施設計		
共通事項	建築設計業務委託契約書 ○A条文適用 B条文適用  電子媒体 ○DVD-R 2部 (業務計画書、打合せ記録簿、成果物一式)	※ A、B 条文の適用を成果物の表紙右下に明記する。  福島県電子納品運用ガイドライン(案) (建築・設備設計業務委託編) による。  CADデータ (オリジナル・SXF・PDF)
	設計図書等の種類	適用
実施設計	・原図 1式 ○CADデータ 1式	作成は改修範囲のみとする。
	○起工伺い用図面(白焼図) 各1部 ○保存用図面(白焼図) 各1部 ○工事監理用図面(白焼図) (A3縮小版 各1部)  ○施工用図面 建築 2部 電気設備 2部 機械設備 2部	A4版折込製本  二つ折り製本とし、背表紙は下記の色分けとする。 建築～黒 電気設備～赤 機械設備～青 片綴りとする。
工事費算出書	○原稿(金入内訳書) 各1部 ○電子媒体 1式  ○積算根拠資料 1式 ○各調査書 1式 ○各積算数量算出書 1式 ・各積算数量調書 1式	積算業務は福島県建築(土木)工事設計基準に準拠し、積算書は福島県公共工事積算システムに対応したフォーマット(RIBC形式)の電子データを提出すること。
計算書	○構造計算書 1部 ○電気設備各計算書 1部 ○機械設備各計算書 1部 ・工作物等各計算書 1部 ○省エネルギー関係計算書 1部	監督員の指示により、作成する。

そ の 他	・透視図	1	枚
	・模型	1	個
	・防災計画書	1	部
	○リサイクル計画書	1	部
	○概算工事工程表	1	部
	○建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS)	1	部
	・維持管理費の算出	1	部
	・UDチェックリスト	1	部
	・建築・設備設計委託業務チェックリ スト<試行版>	1	部
	・計画通知、確認申請図書	1	式
	・消防設備申請書	1	式
	・公共下水仕様申請書	1	式
	・給水施設確認申請書	1	式
	・日影図	1	部
・防災計画書	1	部	

(4) 貸与資料

資 料 名	摘 要
<ul style="list-style-type: none"><li>・敷地測量図</li><li>・地盤調査資料</li><li>・構造計算書</li><li>・その他関係資料</li></ul>	
貸与場所 浪江町役場 貸与時期 業務開始後	返却場所 浪江町役場 返却時期 業務完了後



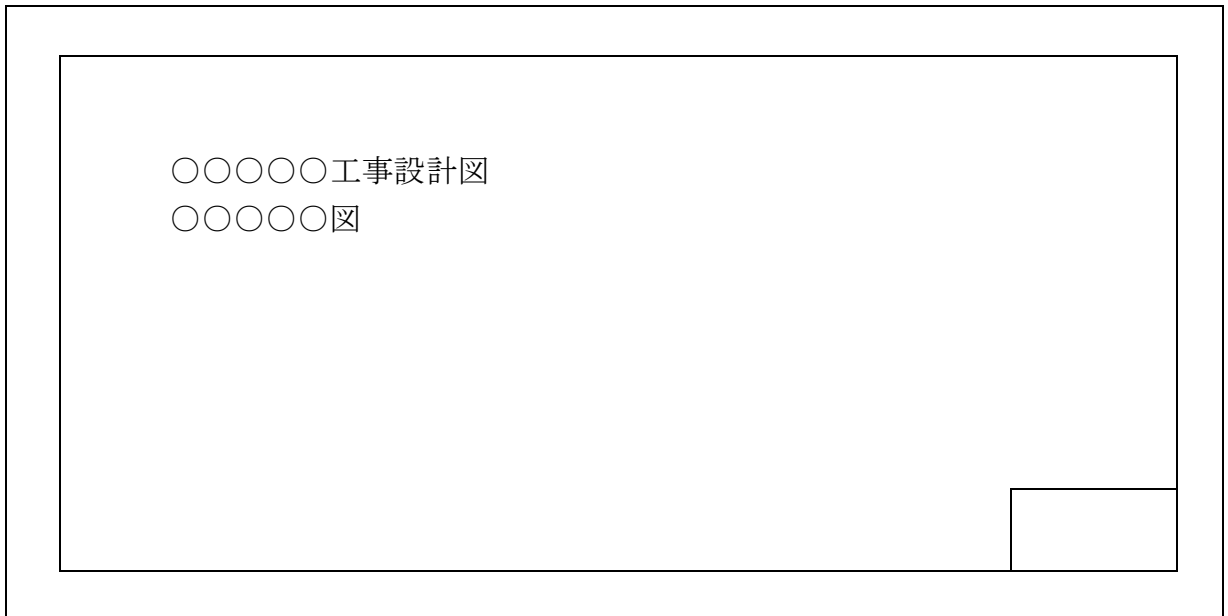
(5) 設計原図の材質及び大きさ等

ア 設計原図の材質 ○普通紙

イ 設計原図の大きさ  
・ A 1 版  
・ A 2 版  
○ A 3 版

ウ 原図の様式は、下図を標準とする。

設計図



建築士法第20条による表示

表紙



(別添)

実施設計業務等の詳細

(1) 実施設計業務

実施設計業務の内容は、下表に掲げる業務内容とする。なお、作成図面の内訳及び縮尺は別表1の図面内訳を標準とし、詳細は業務着手時に委託者と協議すること。

項目		業務内容
1) 要求等の確認	①委託者の要求等の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、委託者の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。
	②設計条件の変更等の場合の協議	提案書作成以降の状況の変化及び提案内容によって、公募時に設定されている設計条件を変更する必要がある場合においては、委託者と協議する。
2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	①法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、提案書の内容に即した詳細な調査を行う。
	②建築確認申請	建築確認申請を行う必要がある場合は、建築確認申請を行うために必要な事項について、関係機関と打ち合わせを行う。該当がない場合は対象外とする。
3) 実施設計方針の策定	①総合検討	提案書に基づき、設備の各要素について検討し、業務実施計画書を作成する。
	②実施設計のための基本的事項の確定	提案書作成段階以降に検討された事項のうち、委託者と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、提案書の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本的事項を確定する。
	③実施設計方針の策定と委託者への説明	総合検討の結果及び確定された基本的事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、委託者に対して文書にて説明する。

4) 実施設計図書の作成	①実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、委託者と協議の上、技術的な検討、予算との整合を行い、実施設計図書を作成する。
	②ZEB認証基準の適合性の把握	「建築物のエネルギー消費量計算プログラム（非住宅版）」を用い、エネルギー消費効率（BEI）がNearly ZEBの認証基準を上回らないか確認を行う。 上記条件を満たせていない場合には、実施設計内容の見直しを行う。
	③確認申請図書の作成	所管の官公庁等との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な確認申請図書を作成する。 申請不要の場合は対象外とする。
5) 実施設計内容の委託者への説明等（設計意図説明書）		実施設計を行っている間、委託者に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について協議する。 また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を監督員に提出し、設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。

## （2）積算業務

実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計書に基づく工事に通常要する費用を適用基準に基づき積算する。

項目	業務内容
1) 工事費の検討	以下の図書を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事内訳書</li> <li>・単価作成資料</li> <li>・見積書比較表（見積徴収含む）</li> <li>・数量調書（集計表）</li> </ul> また、概略工事工程表を作成し、それに合わせて年度毎の工事内訳書に反映する。

## （3）リサイクル計画書の作成

リサイクル計画書の作成に要する追加業務の内容は、下表に掲げる業務内容とする。

項目	業務内容
1) リサイクル計画書の作成	建設副産物の発生抑制、再使用・再生利用及び適正処理に資するため、リサイクル計画書に取りまとめる。

#### (4) コスト縮減検討報告書の作成

コスト縮減検討報告書の作成の作成に要する追加業務の内容は、下表に掲げる業務内容とする。

項目	業務内容
1) コスト縮減検討報告書の作成	コスト縮減対策として検討した事項、コスト縮減対策として採択した事項を取りまとめる。

#### (5) BELS申請業務

建築物の環境性能に関する第三者認証による評価（建築物省エネルギー性能表示制度（BELS））において『Nearly ZEB』の省エネルギー性能評価の認証を取得する。

項目	業務内容
1) 第三者認証評価機関への申請手続き業務	当該実施設計書に基づいて建物の環境性能に関する第三者認証機関へ省エネルギー性能に関する審査を受けるための申請業務を行う。
2) 「省エネルギー性能表示」及び「評価書」の取得	第三者認証評価機関により審査を受けた結果、一次エネルギー削減率がNearly ZEBの認証基準を上回らないか確認する。

#### (6) 補助申請支援業務

補助申請支援業務に要する追加業務の内容は、下表に掲げる業務内容とする。

項目	業務内容
1) 令和3、4年度 実績報告書作成	施工業務後、補助執行団体への実績報告に必要となる資料の提供及び作成支援を行う。
2) 令和4年度 交付申請書の作成	令和4年度の補助金交付申請に必要な資料の作成支援を行う。
3) その他	上記、1)及び2)の他、補助事業に関連する資料の作成支援を行う。 ZEBリーディングオーナーの登録手続きの支援を行う。